

県土木工事における新技術活用を推進します

～発注時に活用する新技術を指定する『発注者指定型工事』を試行～

兵庫県では、新技術活用の活性化を図るため、県発注土木請負工事において、国土交通省と同様、発注者が新技術を指定する『発注者指定型』工事の試行に取り組みます。

国土交通省では、新技術・新工法の適用範囲と活用効果等の確認のため、発注者が工法を指定する『発注者指定型』の発注方式を平成18年度から実施しています。

兵庫県においても、国土交通省と同様の『発注者指定型工事』の試行に取り組みます。

1 目的

新技術・新工法の適用範囲と活用効果等の確認

2 適用

対象工事：兵庫県発注の土木請負工事

適用時期：令和4年度以降の工事

3 問い合わせ先

兵庫県県土整備部土木局技術企画課技術管理班

TEL：078-362-9287 E-mail：kendo_gijyutsu@pref.hyogo.lg.jp